

佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の振興を図るため、長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び金融機関の協力を得て、必要な資金を予算の範囲内であっせんすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「資金」とは、次に定める資金の総称をいう。

(1) 設備資金 生産又は営業設備（土地又は建物を含む。）の取得、増設、改良等を行うための資金

(2) 運転資金 原材料、商品等の仕入れ及び賃金その他の経費の支払い等を行うための資金
(貸付対象)

第3条 資金のあっせんを受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に工場又は店舗を有する中小企業者等で、資金を借り受けることにより企業の発展が期待できる者

(2) 貸付金の返還が確実と認められる者

(預託)

第4条 市長は、毎年予算の範囲内で一定の金額を金融機関に預託する。

2 前項の預託金額は、別に契約で定める。

(協定)

第5条 市長は、この条例の実施に当たり必要な事項を保証協会及び協力する金融機関と協定することができる。

(保証)

第6条 貸付金は、保証協会の保証を付するものとする。

(取扱金融機関)

第7条 資金を取り扱う金融機関については、市長が別に定める。

(審査委員会)

第8条 市長は、資金の適正な運用を図るため、諮問機関として、佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市中小企業振興資金あっ旋に関する条例（昭和39年佐久市条例第28号）、臼田町商工業振興条例（昭和49年臼田町条例第2号）、浅科村商工業振興条例（平成12年浅科村条例第48号）又は望月町商工業振興条例（昭和58年望月町条例第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例（平成17年佐久市条例第130号）第8条に規定する佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員24人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 長野県信用保証協会の職員
- (2) 佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例施行規則（平成17年佐久市規則第118号）第2条第5号に掲げる金融機関の長
- (3) 識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長の要請により必要に応じて開催する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、第2条第3号に掲げる者を除き、やむを得ない理由があるときは、委員長の許可を得て、代理人を会議に出席させることができる。

5 会議の内容は、特別の理由がある場合を除いて一般に公表しない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 関係職員は、委員長の同意を得て委員会に出席し、発言することができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、関係職員のうちから市長の同意を得て委員長が任命する。

2 幹事は、委員会の事務を所掌する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。